

いちご一会とちぎ国体における参加条件

本参加条件は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るものとし、いちご一会とちぎ国体の競技会及び開・閉会式（以下、「大会」という。）に参加する全ての者を対象とする。

1 大会参加に必要となる条件

- (1) 大会参加日(※1)の14日前から健康管理アプリ「GLOBAL SAFETY」（以下「健康管理アプリ」という。）又は体調管理チェックシート（以下「健康管理アプリ等」という。）に起床時体温、健康状態及び行動歴を毎日記録する。

(※1) 大会参加日とは、「大会参加初日（公式練習や開催準備、総合開・閉会式への参加等により、各競技会場や総合開・閉会式会場等を訪れる初日）」、又は「宿泊・輸送センターがあっせんした宿泊施設に入る日」のいずれか早い日とする。

- (2) 参加者のうち、次の項目に該当する者は、大会参加日前120時間以内に採取した検体を用いて、新型コロナウイルス感染症の核酸検出検査（PCR法等。以下「PCR検査」という。）を必ず受検する。

- ① 国民体育大会参加申込システムで申込みを行う者及び選手団に帯同する者
 - ・選手、監督、本部役員（団長、総務等）
 - ・エントリー変更により参加する可能性のある選手
 - ・コーチ、トレーナー、ドクター等の選手団帯同者
 - ・視察員
- ② 大会関係者
 - ・文部科学省関係者
 - ・公益財団法人日本スポーツ協会関係者
 - ・大会役員、招待者
- ③ 競技会運営関係者
 - ・競技会役員、競技役員、補助員等
 - ・市町の実施本部員
- ④ 報道関係者（報道員及び報道員に準ずる者）
- ⑤ 式典関係者
 - ・式典出演者
 - ・式典補助員
 - ・式典関係受託業者（式典JV）
 - ・県実施本部員（栃木県総合運動公園及び付随するエリア内で従事する者に限る）
- ⑥ 上記のほか、県又は市町実行委員会において必要と認める者

- (3) PCR検査の対象者のうち、次に該当する者には、大会参加日以降に抗原定性検査を実施する。

- ① 上記(2)①及び③に該当する者
- ② ①のほか、県又は市町実行委員会において必要と認める者

2 大会への参加を認めない者

(1) 感染者

大会参加日の前日までに療養期間が終了していない者

(2) 濃厚接触者

大会参加日の前日までに待機期間が終了していない者

(3) 事前PCR検査を未受検の者及び検査で陰性を示す結果が確認されなかった者

(4) 抗原定性検査の対象者で、検査結果が陽性を示す判定となった者

(5) 大会参加日前10日間に健康管理アプリ等の調査項目に該当がある者

ア 健康管理アプリ等で、体温(37.5℃以上の発熱)又は健康状態の調査項目に該当する症状(以下、「感染疑い症状」という。)がある者(以下「体調不良者」という。)

ただし、次の①又は②の要件が満たされた場合、参加が認められる。

① 感染疑い症状の発症後、8日が経過し、かつ薬剤を服用していない状態で感染疑い症状消失後72時間が経過している場合

② 薬剤を服用しない状態で感染疑い症状が消失し、新型コロナウイルスの感染リスクが低いこと(※2)(※3)(※4)を示す医師の診断書を主催者に提出し、認められた場合

(※2) 「新型コロナウイルスの感染リスクが低いこと」を示すため、PCR検査等の受検が推奨される。

(※3) 「新型コロナウイルスの感染リスクが低いこと」には、新型コロナウイルス感染症以外の傷病も考えられる。

(※4) 医療機関を受診し、新型コロナウイルス以外の疾患である旨の医師の診断に基づき、当該症状に対し、服薬指導を受け、処方された薬剤についてはこの限りではない。

イ 健康管理アプリ等の行動歴の調査項目に該当がある者

- ・保健所の調査等において新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者と判断された者
- ・同居家族や身近な人に体調不良者(※5)がいる者

ただし、その者の感染疑い症状が消失し、新型コロナウイルスの感染リスクが低いことを示す医師の診断書がある場合、参加を認める。

- ・政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴があり、入国後の待機期間が終了していない者

(※5) 健康管理アプリでは「感染が疑われる人」と表示。